

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 平成21年6月29日 |
| 【会社名】 | モロゾフ株式会社 |
| 【英訳名】 | Morozoff Limited |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 川喜多 佑一 |
| 【本店の所在の場所】 | 神戸市東灘区御影本町六丁目11番19号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は六甲アイランドオフィスで行っております。) |
| 【電話番号】 | 078(822)5000 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 尾崎 史朗 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 神戸市東灘区向洋町西五丁目3番地 |
| 【電話番号】 | 078(822)5000 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 尾崎 史朗 |
| 【縦覧に供する場所】 | モロゾフ株式会社六甲アイランドオフィス (神戸市東灘区向洋町西五丁目3番地) モロゾフ株式会社東京支店 (東京都新宿区下宮比町2番1号 第一勧銀稻垣ビル5階) モロゾフ株式会社関西支店 (神戸市東灘区向洋町西五丁目3番地) モロゾフ株式会社名古屋支店 (名古屋市中区栄三丁目7番20号 日土地栄町ビル4階) モロゾフ株式会社福岡支店 (福岡市博多区博多駅南六丁目13番33号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

(注) 上記の当社福岡支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため、特に縦覧に供するものであります。

1 【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 固定資産の減損損失

① 当該事象の発生年月日

平成21年6月29日（取締役会決議日）

② 当該事象の内容

西神新工場（神戸市西区高塚台5丁目5番、平成21年10月竣工予定）への移設を決定していた神戸御影工場の土地売却の決議に伴い、当該資産について帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損損失を計上することいたしました。

③ 当該事象の損益に与える影響額

当該事象に伴い、平成22年1月期において減損損失約410百万円を特別損失に計上いたします。

以上